

問題15 行政不服審査法に規定する執行停止制度に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、執行停止をすることができる。
- 2 審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、必ず執行停止をしなければならない。
- 3 執行停止とは、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をとることをいい、処分の執行の停止は、処分の執行の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。
- 4 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったときに限り、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。
- 5 執行停止の申立てがあったときだけでなく、審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときも、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

問題16 再審査請求に関する次の記述のうち、行政不服審査法の規定によれば、妥当なものはどれか。

- 1 行政庁の処分又は不作為につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分又は不作為についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。
- 2 再審査請求が可能な場合において、再審査請求は、再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決を対象として、法律に定める行政庁に対してしなければならない。
- 3 審査請求における行政不服審査会等への諮問に関する規定は、再審査請求においては、準用されていない。
- 4 再審査請求は、正当な理由がある場合を除き、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。
- 5 再審査請求に対する裁決について、事情裁決は認められていない。